

応用物理学会固体量子センサ研究会優秀講演賞規程

第 1 条（名称）

本賞は、「応用物理学会固体量子センサ研究会優秀講演賞」と称する。

第 2 条（規程の趣旨）

本規程は、公益社団法人応用物理学会固体量子センサ研究会（以下、「本研究会」という）が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第 3 条（表彰の目的）

本表彰は、春季または秋季の応用物理学会学術講演会にて開催する本研究会セッションおよび本研究会が企画する研究会等（以下、「講演会等」という）において、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な発表を行った若手会員に対し「応用物理学会固体量子センサ研究会優秀講演賞」（以下、「本賞」という）を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第 4 条（表彰の対象）

表彰対象は講演会等で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な発表（ポスター発表を含む）を行った応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員であり、かつ本賞または応用物理学会講演奨励賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 発表年月日以降の 4 月 1 日時点で満 39 才以下の者。なお、産前・産後の休暇、育児休業等でやむを得ず研究を離れていた期間がある場合は、その期間を考慮する。休業期間は 1 年単位で換算し、1 年に満たない場合は年単位で切り上げる。
- (2) 発表の筆頭著者であること。
- (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者。
- (4) 表彰時に本条に定める会員外（相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めのない会員）の者は表彰対象としない。

第 5 条（受賞者人数）

本賞受賞者は講演会等ごとに選定し、若干名とする。ただし、発表数の 10%を超えることはできない。

第 6 条（受賞手続き）

1. 受賞者の選考は本研究会委員長が委嘱した数名からなる本賞選考委員会が行う。
2. 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する。また委員と候補者に関係がある場合（指導教員と学生、家族、同一所属（部署）など）は該当する候補者の選考には加わらない。
3. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が本研究会委員会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。
4. 本研究会委員長は、受賞者決定後、速やかに応用物理学会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
5. 受賞者には本研究会委員長名で表彰を行い、賞状を授与する。

第 7 条（費用）

本表彰にかかる費用は、本研究会予算内で賄う。

第 8 条（規程の制定および改正）

本規程および関連規程の改正は、総務担当理事の承認を得るものとする。

附則

2025 年 6 月 27 日 総務理事承認